

# 文教民生常任委員会記録

(令和3年第2回定例会)

1	日時	令和3年6月16日(水) 午後 1時00分開会 午後 3時30分閉会
2	場所	議場
3	出席委員	石川 さやか 委員長 鰐原 一男 副委員長 谷中 恵子 委員 鈴木 敏雄 委員 舘野 裕昭 委員 加藤 美智子 委員
4	欠席委員	なし
5	委員外出席者	増淵 靖弘 議長
6	説明員	別紙のとおり
7	事務局職員	小太刀 課長 湯澤 書記
8	会議の概要	別紙会議記録のとおり
9	傍聴者	なし

文教民生常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
市民部	市民部長	袖山 稔久	6名
	生活課長	益子 則男	
	地域活動支援課長	柿沼 紀子	
	市民課長	鈴木 智久	
	人権推進課長	日向野 久仁子	
	生活課市民生活係長	倉持 貴子	
保健福祉部	保健福祉部長	小林 和弘	11名
	厚生課長	秋本 敏	
	障がい福祉課長	川田 謙	
	高齢福祉課長	羽山 好明	
	介護保険課長	星野 栄一	
	保険年金課長	佐藤 美樹子	
	健康課長	亀山 貴則	
	新型コロナウイルス感染予防対策室長	齋藤 正幸	
	高齢福祉課長補佐	小堀 満美子	
	介護保険課長補佐	根本 幸子	
	厚生課課長補佐	大出 知恵	
こども未来部	こども未来部長	上林 浩二	6名
	子育て支援課長	高橋 文男	
	保育課長	杉山 芳子	
	こども総合サポートセンター所長	仲田 順一	
	こども総合サポートセンター所長補佐	古橋 芳一	
	子育て支援課こども支援係長	福田 昌子	
教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和	10名
	教育総務課長	駒場 秀明	
	学校教育課長	大貫 照実	
	生涯学習課長	塩澤 恵功	
	文化課長兼川上澄生美術館事務長	渡辺 靖	
	スポーツ振興課長	谷津 勝也	

	国体推進室長	大場 隆光	
	学校給食共同調理場長	高橋 学	
	図書館長	田野井 秀雄	
	学校教育担当	猪瀬 武	

## 文教民生常任委員会 審査事項

- 1 議案第40号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））
- 2 議案第41号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 3 議案第42号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 4 議案第45号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号））
- 5 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 6 議案第49号 鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正について
- 7 議案第50号 鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 8 議案第53号 鹿沼市やまびこ荘条例の一部改正について
- 9 議案第54号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について
- 10 陳情第6号 見笹霊園（鹿沼市笹原田475-1）第1種,第2種における墓碑の設置基準の見直しを求める陳情書

## 令和3年第2回定例会 文教民生常任委員会概要

○石川委員長 議場内は大変暑くなりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回も、議場の3密状態を回避するため、執行部出席者を、従来の出席者の2分の1以下としています。

このため、審査は部局ごとに議案順で行い、審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それでは、ただいまから、文教民生常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案9件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

これから市民部関係案件の審査を行います。

陳情第6号 見笹霊園（鹿沼市笹原田 475-1）第1種、第2種における墓碑の設置基準の見直しを求める陳情書につきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、はじめに陳情第6号を審査したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第6号 見笹霊園（鹿沼市笹原田 475-1）第1種、第2種における墓碑の設置基準の見直しを求める陳情書を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である石鉄有限会社代表取締役、篠原真人様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。

（陳情人入室）

○石川委員長 篠原様、本日はお疲れ様です。

早速ですが、見笹霊園第1種、第2種における墓碑の設置基準の見直しを求める陳情書について、5分程度で説明をお願いいたします。

○陳情人 はじめまして、今日はよろしく願いいたします。

貴重なお時間をつくっていただき、まことにありがとうございます。

お手元に、皆さん、ありますでしょうか。

私の陳情の理由として書いてあるとおりなのですけれども、現在、鹿沼市でも比較的安価で購入できる墓所、墓地の土地のみなのですけれども、金額にしても第1種、2種、金額は違うのですけれども、金額でいくと1種4.5平方メートルであれば、28万円程度で購入が可能なので、この金額はすごくほかの寺院なんか比べて、私は大変比較的安くお墓を購入できるかなとは思っているのですけれども。

その安さとして人気もあるのに、現在はA型、B型、C型と限られたデザインしか認められておらず、にもかかわらず、実際はその基準を満たされている墓地も、半分ぐらいいは満たされているかと思うのですけれども、その制限があるために、この購入を断念するお客の方が大変多く、私もそれについてはすごく残念には思っているのですけれども。

県内でも、ほかの市町村と比べても、この3種のデザインのみという基準というのは、ほかの、宇都宮市と比べても、大変稀であり、規格墓地であれば、大きさが決められているのはもちろん、私もそれには賛成なのですけれども、その基準を、以下であれば、ある程度デザインは認められるというのが大抵なのですけれども、この見笹霊園規格では、この大きさ、この形でしかだめ、ちょっとした加工も認められていないので、それによってお客の方が断念してほかに行くのは残念だなというふうには思っています。

それで、この規格も40年ぐらい前につくられた規格って聞いているのですけれども、現在、墓石のデザインもやはりいろいろ多様化で、デザイン、いろいろ変化しているので、ある程度そういった基準が認められれば、今後見笹霊園における鹿沼市民の購入する希望の方もたくさんいるのではないかなと思って、今回このような陳情という形をとらせていただきました。

どうかご検討、よろしくお願いいたします。以上です。

○石川委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に対し、確認したいことがある方は、順次発言を許します。谷中委員。

○谷中委員 ご説明ありがとうございます。

ちょっとお伺いしたい点がありますので、よろしくお願いいたします。

今回、篠原様を含めて18の会社というか、その方から陳情ということだと思うのですけれども、ちょっと私もいろいろ調べたところ、その墓地の、お墓をつくるということ、かかわっていらっしゃる事業所というか、そういう方は何か60ぐらい会社があるというふうにお聞きしているわけなのですけれども。

そこで、今回18の皆様からこういう要望というか、陳情が出たということなのですが、そのほかの方たちというのは、何か意見とかというのは、篠原様はお聞きして、それで18件だったのかどうかだけ、お聞かせいただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○石川委員長 説明をお願いいたします。

○陳情人 私も鹿沼市内に石材店が正確に何店あるのかというのは、正直認識してないの

ですけれども、私の中では「こんなにあったのかな」というぐらい、それが正直な意見なので、ほぼほぼ、私が回ったわけではないのですけれども、恐らくこれに賛同していない石材店は恐らく2～3社かなという認識で私はいるので、もうほぼほぼ陳情の中に名前は入っているのかなという認識です、私の中では。

○石川委員長 谷中委員。

○谷中委員 そうしますと、そんなに多くというのもね、御存じなかったという意見と。

あとは、これに出したという形で、ほかの方もそうではないかという形だけで、全体でご相談されたわけではないということによろしいでしょうか。

○陳情人 全体というか、組合としてはあるのですけれども、組合に参加されてないところまでは正直個人的経営のやりとりになってしまうので、あくまでもともとあった鹿沼市石材業会組合を主体として、そこから声をかけて、これだけの人数が集まったという認識であります。

なので、私が知る限り、ほかに何名の石屋さんが参加してないのかまではちょっと存じ上げないですけれども。

○石川委員長 谷中委員。

○谷中委員 では、もう1点、すみません。

今、石材協会という話が出たのですけれども、そこは篠原様が御存じなところでは、何社ぐらいでそれはやられているのでしょうか。

○陳情人 現在、正式に申しますと、石材業組合というのは、今ちょっと活動を休止というか、停止している状態なので、今現在組合が、存続の問題もありまして、現在は活動してない状況であります。

なので、ほぼ10社程度ですかね、今。

○谷中委員 わかりました。ありがとうございました。

○石川委員長 ほかに確認したいことがある方はいらっしゃいますか。舘野委員。

○舘野委員 舘野です。先ほどは陳情の説明いただきまして、業者からの今回は陳情ではあるのですけれども、説明の中でその一般の方、そのお客さんというか、そこに入る方のお話も出ましたけれども、結構デザインを変えてくれとか、どうこうという、そういう希望って結構多いのですか。お客様、墓石を加工というか、そういうお客さんがどれぐらいの割合で希望者がいるのかなという。

○石川委員長 説明をお願いします。

○陳情人 今まで私たちもお客様には、「この3つのデザインしか認められていません」という言い方を基本的にするのですけれども、必ず購入される方は、事前に現場を見ているので、ある程度のデザインというのを確認してきているのですけれども、それによって、私が「この3つしか認められていません」と言ったところで、やはり「こっちはこういうデザインがあるのに、なぜだめなんですか」というふうに聞かれることがすごく多く、デザインといっても、例えば、角を少し曲げたりというのですか、決められた

寸法をオーバーせず、そこにアールをかけたりということはいいのかな、それぐらいはしたいなどは思っているのですが。お客様も「それぐらいはいいんじゃないの」と、「なんでこの角ばった墓石だけしか認められてないんですか」というような意見はよく聞きます。

○石川委員長 館野委員。

○館野委員 すみません。館野です。

今回議会のほうに陳情で、今まで市側のほうにも結構要望とかは出しているかとは思いますが、今後、墓所というか、ちょっと逸脱するかもしれないのですが、今回見笹霊園ですが、あと栗野なんかも規定になっていますよね。そうすればそちらも徐々に改善はしてもらいたいというような考えですか。ちょっと離れてしまっただけで申し訳ないのですが、

○石川委員長 説明を求めます。

○陳情人 やはり栗野の市営墓地も、今現在、鹿沼市と合併しているので、許可書の申請は見笹霊園と、あと栗野の市営墓地も、事前に工事業者は工事届と完了届を出さなくてはならない義務があるので、もちろん今回のことは栗野の市営墓地にも該当するかなというふうには思っております。

○石川委員長 館野委員、結構ですか。

はい、ほかに確認したいことがある方、加藤委員。

○加藤委員 加藤です。今、A型、B型、C型と、この間現地を見せていただきまして、高さはすごくあっていて、私は非常にきれいに整然と並んでいる墓地だなというふうに感じました。

ちょっとお聞きしたい点は、今のこの寸法であるものと、加工される、例えばアールをつける、それから、前に、少し名前を書くところが出るとかというところの加工賃というのは、相当違うのでしょうか。

○石川委員長 説明をお願いいたします。

○陳情人 加工したところをまず磨く、磨かないもありますので、金額でいくら違うか厳密にはお伝えができないのですが、やはり手間としては全然違うというところは。

○石川委員長 館野委員。

○館野委員 さっき聞き忘れたというか、市のほうへの今までの要望の状況がちょっと先ほど聞けなかったので、それ、ちょっと教えていただけますか。

どういう感じに、今まで、市のほうにはお願いしておいて、「こういう基準があるからどうでしたよ」という、今回、市のほうと議会とはちょっと別になるものですから、ちょっと説明をお願いします。

○石川委員長 説明を求めます。

○陳情人 私の会社としては要望したということは一度も記憶にないですかね。ほかの業者さんはちょっとわからないのですが、あくまで私のほうで役所の方に窓口でこ



ういう要望というのではないので、今回が実際、見笹霊園に対しての要望というの、初めての要望という形になります。

○石川委員長 館野委員。

○館野委員 今回は議会のほうにはきたのですけれども、市のほうに要望しなかったというのは、何かありましたか。

普通に考えればですけれども、両方に結構要望することが多いのですけれども、なぜ今回議会だけだったのかなというのが。

そうすれば、逆に、市に先をお願いしておいて、何回も話はしているのだけれども、らちがあかないから、議会のほうで何とかお願いできますかという陳情かなという、私解釈だったものですから、その点、ちょっとお願いします。

○石川委員長 説明をお願いします。

○陳情人 私的にも、なぜこちらを先にきたという認識は特になく、話が一番早いのは議会のほうかなという認識はすごく強かったですね。

なので、そもそも役所に要望を出すという発想も正直なかったのですけれども、これが通るとかという発想がなく、たまたま私はその議会でこういった陳情を扱うという話を聞いたので、今回直接こちらのほうにお願いに伺った次第です。

○石川委員長 ほかに、館野委員。

○館野委員 すみません、もう1回、では、今後、議会のほうには陳情をお願いしました。

それで、執行部、市側のほうにも要望する予定とかがございませうか、この今回出された会社名で。

○石川委員長 説明をお願いします。

○陳情人 結果を踏まえたといいますか、それはやはり私だけの判断でもできないので、私的には続けていきたいとは思っております。

○館野委員 わかりました。大丈夫です。

○石川委員長 ほかに確認したいことはございせんか。

私のほうから、6月14日の月曜日に、こちらの文教民生常任委員会のほうで、見笹霊園の現地を見てまいりました。

現状把握して、確認をしております。

これから慎重に審議をさせていただきたいと思っております。

ほかに確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

篠原様、お疲れ様でした。

○陳情人 ありがとうございます。

(陳情人退室)

○石川委員長 続いて、執行部に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。  
館野委員。

○館野委員 館野です。先ほど陳情人の話の中、聞いてもらったと思うのですけれども、

今まで市のほうにはそういった要望はなかったのですよね。

○石川委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

要望というのは今までに、「装飾を許してくれ」という要望は今まで、現状もありません。

ただ、平成13年と17年度に、市内の業者さんから、逆に「こういうふうな装飾をしている業者があるんじゃないか」ということで、「ルールを守ってないぞ」ということで、市のほうとしましては、それらの注意喚起を各登録業者に二度送っている状況、経過がございます。以上です。

○石川委員長 館野委員。

○館野委員 では、執行部からすると、業者のほうには、デザインを守られてないことに関しての指導はしました。しかし、デザインをちょっと緩和してくれとかというのはなかったということでもいいのですね。

では、大丈夫です。わかりました。

○石川委員長 大丈夫ですか。はい。

ほかに確認したいことがある方。

では、ここで陳情第6号に対して、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

○鵜原副委員長 副委員長の鵜原です。

それでは、委員の質疑を認めます。

○石川委員 先ほど陳情人のほうで、登録していない、意見を聞いていないのは2～3社だということだったのですが、それを、正しくは登録事業者何社あって、というところをもう一度執行部のほうからお聞きしたいのですが。

○鵜原副委員長 生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

事業者の工事施工者登録数ということで、5月25日現在ですが、65事業者でございます。

そのうち、市内の事業者が29事業者で、市外は36事業者となっております。

うち今回13事業者の方から陳情が出ているというような状況でございます。以上です。

○石川委員 ありがとうございます。

では、以上です。

○鵜原副委員長 よろしいですか。

○石川委員 はい、ありがとうございます。

○鵜原副委員長 それでは、委員長を交代いたします。

○石川委員長 別段確認したいこともないので、まずはこの陳情の取り扱いについて、各委員の意見、考え方を伺った上、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 それでは、各委員の意見、考え方を述べていただきたいと思います。谷中委員。

○谷中委員 陳情者からのご説明と執行部からの説明をいただきまして、委員のほうから、いろいろ質問をしたので、いろいろわかることができたのですけれども。

確かに現地調査ということで、お墓を見ていきまして、やはり感じたことは、こういう3つのタイプということであっても、それが守られてないものが若干あったなということがあって、個人的には、時代の流れでそういうものもというものも感じたのは事実です。

ただ、やはり業者さんが65ということで、なかなか市外の業者さんもまとめてとなると難しいかもしれないのですけれども、ただ、やはりそういうものであれば、きちんと業者の方が誰かを中心に、今、なかなか組合が、ということでしたけれども、やはりそこできちんとお話し合いをしていただき、市のほうに全然その要望を出していないということでしたので、そこはきちんと市のほうにご相談をしていただくほうが、私はよいことかなと、ちょっと自分では思っています。

見てきまして、今回デザインを認めてほしいという感じですがけれども、私としては、ではどこまでのデザインなら認められるかというのは、ちょっと安易には、やはり先ほどの加藤委員の質問の中にも、やっぱり値段が高くなったりということで、あくまで安価に抑えていただくというところも、市民墓地としては、規制墓地としては考えなくてはならないかなとも思うので、ちょっと私としては、まずは議会というよりも、業者さんの意見で、原案を執行部、市民部と、その係と詰めていただいたほうがよろしいのではないかと思っています。以上です。

○石川委員長 では、順番にお願いいたします。鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 鈴木です。今陳情人の説明、また、委員からの質疑を聞きまして、また、私も現地見まして、今ちょっと考えの整理中ですので。

非常に、流れとしては、やはりそういう、宇都宮とか真岡もデザインを認めているという流れもありますので、やはりそういうのもすごくわかる気もしますし、私自身、今ちょっと考え、整理中です。

○石川委員長 館野委員、お願いいたします。

○館野委員 館野です。見笹のほうは自由墓地と規制墓地があって、それで、今回は規制墓地の件だと思うのですけれども、その規制墓地でこの、どうしてもデザインを、逆に派手、派手という言い方も変ですけれども、いろいろ装飾をつけると、また、お互い隣同士で、言い方、ちょっと間違っていたら申し訳ないのですけれども、「競争」ではないのですけれども、どうしてもそのお墓という、今までのその市が定めてきたその位置づけとはちょっと変わってしまうような気がするのですね。

それで、せっかくその購入者、購入者というのは、その市民になりますけれども、市

民がこうやった条件でわかった上で買っていることだとは思うのですよ。

それが、もし、そぐわなければ自由墓地にいくなり、ほかの墓地を探すなりという。

ただ、正直安いとは思うのですね。だから、安いから、そこにきました、買いました。それをもうちょっと装飾をつけて、派手という言葉が相応しいかどうかあれですけども、派手な墓石が並んでしまうと、周りの人、今までその決まりを守って建てた人に、逆にこの市のほうも、説明もつかなくなるのではないかという、「今までこういう規定だから、こっちはこれを守ってきたのに途中で変えるのはちょっと変だろう」という、だから、そういった観点で、もし装飾、もしくはもうちょっと灯籠なりなんなりをつけたいような人は、その自由墓地をあえて最初から購入をしていただいて、それで、規制墓地の人はそれなりの、その市の条例に見合った墓石の購入の仕方、建設の仕方を守っていったほうがいいのではないかというので、私は今回の陳情に対しては、反対の立場になりました。

最初はいいかなとなったのですけれども、やっぱりずっとその市のほうにも要望はない、全部の業者の要望でもないということですから、まずは業者と市のほうの話し合いをしっかりといただいた上で、議会側は今後、どういうふうに、この、見守るということですかね。

だから、今は反対の立場で申し上げさせてもらいました。

○石川委員長 加藤委員、お願いします。

○加藤委員 この最初の陳情の文章の中にも、40年そのデザインが変わっていないと言いながら、その購入を断念する、購入希望者が多くなっていきますけれども、でも、これは、それぞれ購入したい方がチョイスするものですから、やっぱりこの規制の中で。

私は何かそのシンプルなデザインが意外に新しいなと思ったのですよね、場所に行ったら。だから、整然とこんなきれいに並んでいて、そしてシンプルに、それでまた、地震があっても、あの形は崩れないと思うのですよ、というふうに、私はちょっと感じたのですね。

なので、やっぱり、これ、陳情の内容はわかりますけれども、まず順番としては、市の側に相談にいかれて、そして、また、今の65社の中の今18社ということですから、その辺も、「こんなにあつたんだ」というお話でしたから、そういうことも統一する意味で、もう1回その中、石材組合さんの中でも話し合ってもらって、それで市のほうに上げるというのが一番流れとしてはいいのかなって思っております。

それで、現場を見て、私は最初、もっと差があるのかなって、実は思っていたのですけれども、割とそうではなく、ちゃんと高さもそろえてあるけれども、要するに加工の部分で、横を見るとそうなっているから、うちもやりたいというね。

それは、それはそのお客さんのほうの要望だろうけれども、でも、こういうふうにA、B、Cとなっているということは、もうちゃんとその形の、いわゆる説明書があるわけですから、そこを踏まえて、選ばれる人が選ぶと。ちょっとこれはという人は、ほかの

ものを、ほかのところを当たってもらえばいいわけですよ。

それで、また、加工賃も割と差があるということをお聞きしましたので、やっぱりここは、安価で買える部分だし、安心して買えるところだということでは、そのベースを踏まえながら、やる方がいいのかなと思いました。

ですから、まずは要望としましては、市のほうに相談されて、そしてからのほうがいいのかというような感じをもちました。以上です。

○石川委員長 鰻原委員、お願いします。

○鰻原副委員長 皆さんの委員のご意見も出し尽くされたと思うのですが、私は、公共の霊園ですから、例えば、栗野の例も出ましたけれども、やはりある程度の統一されたものとなりますね。

そういう中で、装飾が、過飾になってしまうとか、はなばなしく飾られるということは、やっぱり公共性とか、公平性からいって、やはり避けたいところだなと思っています。

それで、鹿沼市の見笹霊園条例とか、鹿沼市の見笹霊園条例施行規則を見るとね、デザインに対してルールがないのですよね。ですから、ルールがなければ、やはり装飾は避けるべきだというふうな考えをもちています。以上です。

○石川委員長 はい、大丈夫です。

皆様から意見出尽くしたと思うのですが、鈴木委員、大丈夫ですか。整理中ということだったのですが、ご意見等。

○鈴木委員 参考になりました。

○石川委員長 はい、陳情第6号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第6号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 お諮りいたします。

陳情第6号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○石川委員長 挙手少数であります。

したがって、陳情第6号については、不採択とすることに決しました。

本日、様々な意見を皆様からいただきましたので、本会議最終日の委員長からの報告のときに、附帯事項という形で意見を少し述べさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお祈りいたします。

次に、議案第40号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))のうち、市民部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。よろしくお祈りいたします。

議案第 40 号 専決処分事項の承認について（令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号））のうち、市民部関係予算について、説明いたします。

まず、歳入について、説明いたします。

令和 2 年度補正予算に関する説明書の 5 ページをお開きください。

5 段目になります、14 款 国庫支出金、2 項 1 目 総務費国庫補助金の説明欄の 2 行目、住民基本台帳費国庫補助金、1,089 万 8,000 円の減につきましては、個人番号カード交付事業費補助金及び事務費補助金の確定によるものです。

次に、9 ページをお開きください。

2 段目になります、21 款 市債、1 項 1 目 総務費の説明欄 4 行目、コミュニティセンター整備事業債、1,950 万円の減につきましては、北犬飼コミュニティセンター建設工事の建築・電気設備・機械設備・外構工事になりますが、これらの工事の確定によるものであります。

次に、歳出について、説明いたします。

11 ページをお開きください。

1 段目、2 款 総務費、1 項 11 目 地域振興費の説明欄、1 行目になります、コミュニティセンター整備事業費、1,265 万 5,000 円の減につきましては、北犬飼コミュニティセンター整備に伴う建設工事の事業実績により、減額するものであります。

その下、2 段目、3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費の説明欄になりますが、住民基本台帳費、729 万 6,000 円の減につきましては、個人番号カード関連事務などの委任先であります地方公共団体情報システム機構に支払う交付金の減額などによるものであります。

以上で、令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、市民部関係予算の説明を終わります。以上です。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとお聞きしますけれども、12 ページの歳出の 11 目ですか、上から 3 段目、11 目の地域振興費、コミュニティセンター整備事業費ということで、これは北犬飼コミュニティセンターの工事だと思うのですけれども、1,265 万 5,000 円の減となっておりますけれども、もう少し詳しい内容を教えていただきたいと思えます。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼紀子地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課の柿沼です。よろしくをお願いします。

コミュニティセンター事業費の 1,265 万 5,000 円の減について、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

3 月の工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事の金額の確定により、当初金額が 3 億 8,781 万 6,000 円から確定額 3 億 8,236 万 1,000 円を差し引き、545 万 6,000 円減額に、まずなりました。

また、外構工事の変更と附帯工事の、附帯外構工事が 2 月に入札がございまして、そ

ちらが駐輪場や倉庫、街灯、舗装等になりますが、そちらを精査した結果、当初予算の2,039万7,000円から見込み額1,300万を差し引いた739万7,000円の減額になりまして、そちらの合計で1,265万5,000円の減額となっております。以上です。

○石川委員長 鈴木委員、大丈夫ですか。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 この北犬飼コミセンにつきましては、前に私が質問したときに、工事、前倒しで、エアコンも本体からはずして、エアコン、リースでやるということで、かなり減額できたと、そのために、工事を前倒してやったと、それで、そのときに、外構工事も含んでいるということで、3年度はないというふうなお聞きしたのですけれども、いくらか変更が生じたということでしょうか、それは。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課の柿沼です。

そのとおりです。はい。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 工事の変更ということはよくあることですから、了解しました。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第40号中市民部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号中市民部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第49号 鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。

議案第49号 鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正について、説明いたします。

今回の改正は、令和3年10月に供用開始を予定しています北犬飼コミュニティセンターの移転に伴い、関係条例を改正するためのものです。

関係条例は、鹿沼市コミュニティセンター条例、鹿沼市役所出張所設置条例、鹿沼市公民館条例の3件となります。

改正の内容としましては、1点目は、施設の位置を現在の「鹿沼市さつき町15番地」から移転先の「鹿沼市上石川1465番地4」に変更するものです。

2点目は、施設を新築したことに伴う貸館施設の変更により、公民館使用料を改正するものです。具体的には、別表第2、その5にあるとおり、会議室1、会議室2、和室、

学習室、調理室、多目的室の各施設の使用料を設定しております。

なお、この使用料については、令和3年4月16日に使用料手数料等審議会で審議に諮り、了承いただきましたことをご報告いたします。

以上で、鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 料金表を見ますと、いくらか料金高めになっていますけれども、要するに新しい施設ということで、今までの古いコミセンよりも、新築して新しくなっているという、そういう差が出ているというような理解でよろしいわけですか。

○石川委員長 柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。

コミセンの使用料につきましては、今回北犬飼コミュニティセンターは土地、建物、備品等、そういった事業費が高騰しております。

平成27年に建設されました南押原コミュニティセンターと比べても平米単価で1.11倍、平成21年に建設されました北押原コミュニティセンターと比べても、平米単価で1.35倍となっています。

このため、原価計算をしましたところ、ほかのコミセンの使用料と比べまして、2割程度割高になっておりました。

ただ、ほかの新しく、比較的新しくできているコミュニティセンターと平準化を図るために2割程度の減額調整をしているところです。

また、多目的室につきましては、さらにほかのコミセンとの平米単価を基準としているために、原価計算から比べると約6割の減額をしているものとなります。

説明は以上です。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第49号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第50号 鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。

議案第50号 鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、説明いたします。



今回の改正は、手続の際の負担軽減及び利便性の向上を目的として、令和3年2月から実施している「押印の廃止」の取り組みの一環として、条例上、押印が義務づけられている手続についても、「押印の廃止」を可能とするためのものです。

本条例は、認可地縁団体の代表者等の印鑑登録の手続について定めておりますが、本市の行政手続における押印廃止の取り組みをさらに推進するため、印鑑登録の申請時における押印を不要と改めるものです。

具体的な改正は、3点あります。

1点目は、認可地縁団体の印鑑登録の申請時における登録申請者の押印を不要とするものです。

2点目は、これに伴い、申請者の印鑑登録原票の記載事項及び印影との照合を不要とするものです。

3点目は、登録された認可地縁団体の印鑑を亡失したときの申請時における申請者の押印を不要とするものです。

以上で、鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 よくわかりました。

今この押印廃止の流れが進んでいると思いますけれども、市民部管轄で、ほかに押印廃止の今までやってきたものがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

市民部全体になりますので、私のほうから説明させていただきます。

令和3年の2月から押印を廃止した市民部の合計は、全部で61件になります。

主なものといたしますと、市民部管轄の所管になっています、御殿山会館であったり、斎場であったり、先ほどの、市営墓地の関係の使用許可の申請書等の押印を廃止したところでございます。

また、市民課等の窓口につきましては、既にもう取り組んでおりまして、今回は郵送による証明を交付するための申請書を廃止したというような状況になっております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと1点だけ聞きます。

押印廃止で、多分、身分確認だけは、本人証明だけはしているかと思うのですが、郵送の場合の本人確認はどのような感じでやっているのかをお聞きしたいと思います。

○石川委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 市民課長の鈴木と申します。

郵送の場合ですと、基本的に運転免許証とかのコピーを添付していただいて、今ですとマイナンバーカードなどの顔写真つきのもの、これを添付していただいて、それを本人確認の代わりとさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 50 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、市民部関係案件の審査は終了いたしました。

執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。

1 時 55 分より再開いたします。

(午後 1 時 4 6 分)

○石川委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 1 時 5 5 分)

○石川委員長 これから保健福祉部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第 40 号 専決処分事項の承認について(令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 12 号))のうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第 40 号 専決処分事項の承認について(令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 12 号))中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書 5 ページをお開きください。

上から 4 段目、14 款 国庫支出金、1 項 1 目 民生費国庫負担金の 1 節、説明欄 2 行目、障害者自立支援事業費国庫負担金、1,124 万 8,000 円の減につきましては、自立支援医療費に係る交付決定に伴う決算見込みによるものであります。

次に、一番下の段、14 款 国庫支出金、2 項 2 目 民生費国庫補助金の 1 節、説明欄 2 行目、特別定額給付金事業費国庫補助金、7,337 万 3,000 円の減につきましては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、家計への支援を行う特別定額給付金給付事業の実績見込みによるものであります。

次に、7 ページをお開きください。

上から 2 段目、15 款 県支出金、1 項 1 目 民生費県負担金の 1 節、説明欄 2 行目、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金、567 万 6,000 円の減につきましては、後期高齢者医

療保険料の低所得者軽減額に対する県の負担金の交付決定によるものであります。

次に、上から4段目、17款 寄附金、1項 2目 民生費寄附金の説明欄2行目、市民福祉振興基金積立金寄附金、1,000万円の増につきましては、高齢者福祉への寄附によるものであります。

次に、9ページをお開きください。

一番上の段、20款 諸収入、4項 3目 雑入の説明欄3行目、生活保護法返還金、1,718万1,000円の増につきましては、年金の遡及受給等による保護費返還金の実績見込みに基づき増額となるものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。11ページをお開きください。

一番下の段、3款 民生費、1項 1目 社会福祉総務費の説明欄1つ目の○、後期高齢者医療広域連合負担金、5,673万8,000円の減につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の令和元年度決算の確定により、本市の負担金額が確定したことによるものであります。

次に、同じ説明欄、4つ目の○、市民福祉振興基金積立金、1,000万円の増につきましては、歳入で説明いたしました寄附金を基金に積み立てたものであります。

13ページをお開きください。

同じ説明欄一番上の○、特別定額給付金事業費、7,337万3,000円の減につきましては、事業の実績見込みによるものであります。

次に、2目 障害福祉費の説明欄、地域生活支援事業費の委託料、525万2,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、障がい者団体等による交流事業やスポーツ大会及び教室等の開催が中止となったことによるものであります。

15ページをお開きください。

次に、2段目、3款 民生費、3項 1目 施行事務費の説明欄、生活保護運営対策事務費、3,499万円の減につきましては、「生活福祉資金の特例貸付」を受けた世帯に商品券を支給する「鹿沼市生活再建応援事業」の実績見込みなどによるものであります。

次の、2目 扶助費の説明欄、生活保護扶助費、1億5,300万円の減につきましては、生活扶助費の実績見込みによるものであります。

一番下の段、4款 衛生費、1項 2目 予防費の説明欄、予防接種費、569万3,000円の減につきましては、医療機関での新型コロナウイルスワクチン接種の支払い実績が令和3年度になったことによるものであります。

以上で、令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 鈴木です。歳出の14ページの、この特別定額給付金事業費、7,337万3,000円の減でありますけれども、これは新型コロナによる経済支援、1人10万円のやつだと

思うのですけれども、この件数についてお聞きしたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

実績の人数についてお答えいたします。

当初事業予算としましては、9万7,000人を見込んでおりました。

実績といたしましては、9万6,560人、1人当たり10万円ということですので、合計で96億5,600万円ということになります。

当初見込んでいた予算額より4,400万円ほど減になりましたので、減額をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木委員 当初の見込みよりも少なかったというのは、これは要するに申請がなかったというふうな理解でよろしいのですか。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

申請がなかった件数というものが、予算上では440件という計算になりますけれども、実際には122件が申請がなかったものというふうに捉えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員、今の説明で大丈夫ですか。

ほかに質疑はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 この次に、歳出の16ページの、この生活保護運営対策事務費ということで、これが、多分社協の緊急貸し出しに応じた人に対する商品券の配布だと思うが、これについて、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

ただいまの生活再建応援事業につきましては、県社協が行っております、小口資金等の貸し付けを受けた世帯に対して、市独自の支援策として、商品券を支給するという事業でございます。

この事業につきましては、貸付金額の50%、上限5万円という設定で、商品券を配布するものであります。

また、子育て世帯につきましては、加算額を3,000円から1万円、小学生については3,000円、中学生が5,000円、高校生1万円、1人1万円という加算をあわせて支給をさせていただいております。

実績ということになりますけれども、全部で、令和2年度の実績につきましては、515世帯、うち子育て世帯は185世帯でありました。

商品券の額につきましては、2,714万5,000円でございます。

うち、子育て加算につきましては、139万5,000円ということでありました。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第40号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第41号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第4号))を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。よろしくお願ひいたします。

議案第41号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第4号))について、説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

補正予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

1款 国民健康保険税、1項 1目 一般被保険者国民健康保険税、881万4,000円の増につきましては、被保険者数が当初見込みよりも増加したこと等により増額するものがあります。

次に、4款 県支出金、2項 1目 保険給付費等交付金、9,802万2,000円の減につきましては、国及び県の交付決定によるものであります。

6款 繰入金、1項 1目 一般会計繰入金、220万円の減につきましては、出産育児一時金支給事業費の給付実績により減額するものであります。

一番下の段、8款 諸収入、4項 3目 雑入、1,054万1,000円の増につきましては、災害臨時特例補助金の国の交付決定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

5ページをお開きください。

2款 保険給付費、1項 療養諸費の計の欄、1億3,700万円の減及び、2段目、2項 1目 一般被保険者高額療養費、1,200万円の減につきましては、1人当たりの医療費が当初見込みよりも減少したことによるものであります。

次に、4款 保健事業費、1項 1目 特定健康診査等事業費、3,290万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、特定健康診査等の受診者数が減少したことによるものであります。

以上で、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第41号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第42号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第42号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））について、説明いたします。

歳入について説明いたします。

補正予算に関する説明書、後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

3款 繰入金、1項 1目 事務費繰入金、1,829万1,000円の減につきましては、歳出の健診事業費などの減額によるものであります。同じく2目 保険基盤安定繰入金、756万7,000円の減につきましては、保険基盤安定事業における保険料軽減額の確定によるものであります。

5款 諸収入、3項 1目 雑入、510万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、健診受診者数が当初見込みよりも減少したことによる後期高齢者医療広域連合からの健診事業負担金の減額であります。

次に、歳出について説明いたします。

5ページをお開きください。

1款 総務費、1項 1目 一般管理費、1,130万円の減につきましては、人間ドック・健康診査等の受診実績により減額するものであります。

次に、2款、1項 1目 後期高齢者医療広域連合納付金の756万7,000円の減につきましては、歳入予算の3款、1項 2目 保険基盤安定繰入金と同額を計上するものであります。

以上で、令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。谷中委員。

○谷中委員 歳出の一般管理費のほうで、健康診断の事業費が減ということなのですが、やはりコロナ禍って、なかなか病院に行くというの、高齢者の方、あまり家か

ら出たがらないというのもある、なかなか受診が進まなかったと思うのですが、これだけ 1,000 万円以上の減ということですから、大体どのぐらいの方というか、ちょっとその辺、減だったのかをちょっと教えてもらっていいですか。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

ただいまの谷中委員からの質問なのですが、健診の受診者数、当初としましては、4,600 人程度を見込んでおりましたが、実績としましては、3,800 人ほど、800 人弱が当初見込みよりも少なかったということになっております。以上です。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 42 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 45 号 専決処分事項の承認について（令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号））のうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

議案第 45 号 専決処分事項の承認について（令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号））中、保健福祉部所管の歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書 5 ページをお開きください。

上から 2 段目、3 款 民生費、3 項 1 目 施行事務費の説明欄、生活保護運営対策事務費、824 万 5,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方を対象とする、「生活福祉資金の特例貸付」の申請受け付けが 6 月末まで延長されたことに伴い、市独自の支援策として、特例貸付を受けた世帯に商品券を支給する「鹿沼市生活再建応援事業」をあわせて延長し、鹿沼市社会福祉協議会へ委託するための経費であります。

以上で、令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）中、保健福祉部が所管する歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

加藤委員、こちらの資料です。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 45 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 53 号 鹿沼市やまびこ荘条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明をお願いします。川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 障がい福祉課長の川田です。

議案第 53 号 鹿沼市やまびこ荘条例の一部改正についてご説明いたします。

やまびこ荘は、今年度末で現在の指定管理基本協定期間が満了となります。

来年 4 月からの指定管理者の選定につきましては、「障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み」を推進するため、公募とするように変更したいと考えております。

8 月に予定しております公募に際しまして、指定管理者の経営努力が促進されるよう、利用料金制を導入するため、本条例を一部改正するものであります。

新旧対照表で申し上げますと、23 ページからになります。

条例改正案の内容であります。まず、第 7 条第 1 項で、やまびこ荘利用者は利用料金を指定管理者に支払います。次の第 2 項で、指定管理者は、利用料金をその収入として受領する規定を新設いたします。

続く第 3 項では、利用料金を明確化するため 4 つの規定を新設いたします。

第 3 項の第 1 号では、障害者総合支援法の規定により施設入所又は通所する方が負担する食費や生活費等の「特定費用」を規定します。

第 2 号は、障害者総合支援法の規定により算定されます「介護給付費」の規定であります。

第 3 号では、介護給付費のうち、政令で定める「利用者負担金」の規定であります。

次に、第 4 号は、「地域活動支援センター事業」の運営に要する費用であります。

24 ページをお開きください。

続く第 8 条では、利用料金の減免について、あらかじめ市長が承認した場合に、指定管理者が減免できる規定といたします。

以上で、鹿沼市やまびこ荘条例の一部改正についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 やまびこ荘が指定管理制度に変わるということで、指定管理料のほうはいくらぐらいを予定しているのだからお聞きしたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 指定管理料の額につきましては、まだ、その募集要項自体がそもそもまだ未確定の状態でありますので、現時点で具体的な金額まで申し上げることはできません。



以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうはいつでもある程度、無制限でもだめだと思いますので、ある程度のところを今考えているような金額で、お答えできるものがあれば、教えていただきたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 指定管理料の算定につきましては、やまびこ荘という施設の特特殊性、これは鹿沼市が設置した施設ということがありまして、国の介護給付費の一定の減額措置等が法令の規定でございます。

それらを現行の入所者に当てはめて、その指定管理料に含めて、額として計上するような仕組みを今後つくり上げていくこととなる予定ですが、金額で申し上げますと、900万円から1,300万円程度になるだろうという、まだ、これは、先ほども申し上げましたとおり未定ではありますが、大筋としてはその範囲内ぐらいではないかというふうに、現時点では考えております。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 900万～1,300万、年間ですか。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 はい、年額です。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、今のところ、応募するような業者は何社ぐらい予定されているのでしょうか。

○石川委員長 川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 応募の予定というのは、市のほうでは、まだ何も見通しは立っておりません。

そもそも先ほども申し上げましたとおり、募集要項が未確定でありますので、それらを見て、その事業所なり、社会福祉法人が判断することになると思いますが、その募集の対象として考えておりますのが、市内の社会福祉法人及び県内で障がい者支援施設を設置している社会福祉法人に今限定した公募としたいというふうに、現時点では考えてはおります。

ですので、市内の社会福祉法人が19でしたか、あと県内の施設を運営する社会福祉法人が33ほどでございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

ここで、議案第53号 鹿沼市やまびこ荘条例の一部改正について、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

○鰐原副委員長 それでは、委員長と交代いたします。

ご質疑がある方は順次発言を許します。石川委員。

○石川委員 石川です。

先ほど質の向上を、公募することによって図りますということだったのですが、具体的にどのような向上を目指しているのかお願いいたします。

○鰐原副委員長 執行部の説明をお願いします。川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 障がい福祉課長の川田です。

まず、1つ目としましては、定員割れしております入所者の増加。具体的に申し上げますと、令和元年度実績で、月末の入所者数を加算した人数、これが定員枠の360に対して73%。

2つ目として、定員割れしている通所利用者の増加。令和元年度実績で申し上げますと、定員枠2,400回に対して、43%の利用率。

これらの向上をまず増加を図るために、サービスの質の向上につなげていきたいというふうを考えております。

以上で説明を終わります。

○鰐原副委員長 ほかに質疑はありませんか。

○石川委員 大丈夫です。

○鰐原副委員長 よろしいですか。

○石川委員 はい。

○鰐原副委員長 それでは、委員長と交代します。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第53号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第54号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第54号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について説明いたします。

新旧対照表24ページをお開きください。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、鹿沼市国民健康保険条例の被保険者等への傷病手当金に関する規定における「新型コロナウイルス感染症」の定義を改正するものであります。

これまで「新型コロナウイルス感染症」については、新型インフルエンザ等対策特別措置法 附則第1条の2において特例として規定されておりましたが、令和3年2月施行の改正により、「新型インフルエンザ等」と位置づけられたため、附則の特例条項が削除

されました。

本条例における「新型コロナウイルス感染症」の定義は、同法附則の規定を引用しているため、引用条項の削除に伴い、条例の一部を改正するものであり、改正後の規定は、改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法 附則において規定されていた定義と同じものであります。

以上で、鹿沼市国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を求めます。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 54 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、保健福祉部関係案件の審査は終了いたしました。

執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。

再開は、2 時 40 分といたします。

(午後 2 時 29 分)

○石川委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 2 時 36 分)

○石川委員長 これから、こども未来部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第 40 号 専決処分事項の承認について(令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 12 号))のうち、こども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 40 号 専決処分事項の承認について(令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 12 号))中、こども未来部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書 5 ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。2 番目の段、12 款 分担金及び負担金、1 項 2 目 民生費負担金、2 節 児童福祉費負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付事業費扶養者負担金、1,273 万 4,000 円の減につきましては、民間保育園に係る扶養者負担金の実績に伴うものであります。

また、その下の、保育所運営費扶養者負担金、887 万 3,000 円の減につきましては、公立保育園に係る扶養者負担金の実績に伴うものであります。

4 番目の段、14 款 国庫支出金、1 項 1 目 民生費国庫負担金、2 節 児童福祉費国庫負担金の説明欄、児童手当費国庫負担金、2,018 万 5,000 円の減及び児童扶養手当費国庫負担金、930 万 4,000 円の減につきましては、それぞれの手当扶助の実績によるものであ

ります。

その下の、ひとり親家庭福祉対策費国庫負担金、89万1,000円の減につきましては、施設への入所措置の実績がなかったことによるものであります。

次に、一番下の段、14款 国庫支出金、2項 2目 民生費国庫補助金、2節 児童福祉費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金、5,812万円の減につきましては、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止のための衛生用品や備品の購入等にかかる交付金が、国庫から県費に組み替えになったことなどによる減額であります。

その下の、ひとり親家庭福祉対策費国庫補助金、537万9,000円の減につきましては、自立支援にかかわる給付金の実績によるものであります。

7ページをお開きください。

2番目の段、15款 県支出金、1項 1目 民生費県負担金、2節 児童福祉費県負担金の説明欄、児童手当費県負担金、313万4,000円の減につきましては、手当扶助の実績によるものであります。

次に、3番目の段、15款 県支出金、2項 2目 民生費県補助金、2節 児童福祉費県補助金の説明欄、児童福祉総務事務費県補助金、3,486万8,000円の増につきましては、先ほど、児童福祉総務事務費国庫補助金でご説明いたしました、コロナ感染拡大防止のための衛生用品の購入等に係る交付金が県補助金に組み替えになったことによる増と、当該交付金が1施設当たり50万円から38万円に減額となったため、その増減によるものであります。

次に、その下の3目、衛生費県補助金、1節 保健衛生費県補助金の説明欄、こども医療対策事業費県補助金、3,031万2,000円の減につきましては、医療費扶助の実績によるものであります。

次に、一番下の段、18款 繰入金、2項 5目 こどもみらい基金繰入金の説明欄、こども未来基金繰入金、104万2,000円の減につきましては、基金充当事業の実績によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

一番下の段、3款 民生費、1項 1目 社会福祉総務費であります。説明欄は、14ページになります。

上の段の2番目の○、子育て世帯臨時特別給付金事業費、197万円の減につきましては、コロナ禍における子育て家庭への国の経済的支援として、児童手当を受給している世帯に対して支給した、臨時特別給付金の実績によるものであります。

次に、戻りまして、13ページをご覧ください。

一番下の段、3款 民生費、2項 2目 保育所費の説明欄、保育所運営費、3,231万円の減につきましては、公立保育園に勤務する会計年度任用職員の報酬額の確定によるも

のであります。

その下、3目、こども支援費の説明欄の1番目の○、児童手当費 2,829万円の減につきましては、手当扶助の実績によるものであります。

その下の○、放課後児童健全育成事業、4,192万円の減につきましては、学童保育クラブの運営費と新型コロナウイルス感染拡大防止のための各対策に係る経費の合計額の実績によるものであります。

内訳は、シルバー人材センターに運営を委託しているクラブ分が、733万9,000円の減、民間保育園に運営を委託しているクラブ分が、3,458万1,000円の減であります。

次に、16ページをお開きください。

一番上の段の一番上の○、ひとり親家庭福祉対策費、835万円の減につきましては、歳入でもご説明しましたが、自立支援にかかわる給付金の実績によるものであります。

次に、2番目の○、児童扶養手当費、2,102万7,000円の減につきましては、ひとり親家庭への手当扶助の実績によるものであります。

次に、3番目の○、家庭こども相談事業費、102万6,000円の減につきましては、養育支援にかかわる委託料の実績によるものであります。

次に、4番目の○、こどもみらい基金積立金、44万円の増につきましては、ふるさと納税者からいただいた寄附金をこどもみらい基金に積み立てるものであります。

次に、一番下の段、4款 衛生費、1項 6目 子育て支援保健対策費の説明欄、こども医療対策事業費、8,698万3,000円の減につきましては、医療費扶助の実績によるものであります。

以上で、令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）中、こども未来部所管の主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 16ページの子育て支援保健対策費で、こども医療対策事業費が8,698万3,000円の減になっておりますけれども、大きい金額だと思うのですけれども、この理由を教えてくださいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

このこども医療費の減額が大変大きくなっておりますけれども、これにつきましては、助成額なのでございますけれども、主に減額の理由が。

これは、コロナの感染拡大の心配による受診控えと、それから、常日頃からそのコロナ対策のために、うがいとか、手洗いとか、手指の消毒とか、コロナにかからないような、健康に留意をしている、その意識の高まりによって、インフルエンザ等、普通の感染症とか、ちょっとした病気とかにかかりにくくなって、結果的にお医者さんにかかった子供たちが、大変に少なくなりまして、件数ですと、対前年比が4万2,295件の減と

いうことになっております。

これらが作用いたしまして、非常に助成費が少なくなりまして、この影響で減額補正となったものでございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑のある方は発言を許します。加藤委員。

○加藤委員 1点だけ、14 ページなのですが、一番下の放課後児童健全育成事業費で、委託料、シルバー人材センター分が733万9,000円の減、民営の児童クラブが3,458万1,000円の減となりますが、これのちょっと中身を教えてください。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

ただいまの加藤委員の質疑にお答えいたします。

まず、シルバー人材センター委託分でございますけれども、これは4つの学童10クラスを委託しております。

これの内訳ということなのですが、これにつきましては、これはコロナ対策で、利用を自粛した子供たちに返還するお金というのが補正予算でとったのでございますが、これらが余ったこと。

それから、感染予防のための消耗品等、これは国のほうから交付金できたのですけれども、これについても、実際には交付金額分が使われなかったことですね。

それから、学校休業特別開所、これは去年の3月、4月、5月に、学校が臨時休校になったために、その分、学校が臨時休校になると、学童は、普通は午後からなのですが、逆に午前から開かなくてはならないという状況になるのですけれども、これの開いた学童に対して、そのかかった経費を支払う予算も確保したのでございますけれども、これも内端となったということ。

それから、先ほど説明しました、包括交付金という、これはコロナ対策のための備品とか、消耗品を買う、その交付金なのでございますけれども、これらも全額使われなくて、一部使用されたということで、金額が余りました。

それで、シルバー人材センター分と、それから、民間の学童クラブ分ということで、それぞれが余りまして、それで、なぜ、民間分が多いのかというと、そのシルバーが4学童10クラス、それから、民間保育園とか、それから、保護者会が行っている学童が合わせて26学童30クラスということで、その委託しているクラスの数の多さによって、差が出ております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑のある方、谷中委員。

○谷中委員 16 ページなのですが、家庭こども相談事業費ということで、100万円の減と

いうことで、報告をいただきました。

相談って、何かこういう時期だったから、反対に多くなっているのかなと思ったのですけれども、この減額について、説明をお願いいたします。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。仲田こども総合サポートセンター長。

○仲田こども総合サポートセンター長 どうもすみませんでした。こども総合サポートセンターの仲田です。

谷中委員の家庭こども相談事業費について、お答えしたいと思います。

この事業は、養育することが困難な家庭を支援するために、ヘルパーを派遣する家事支援や保護者の病気などにより、ネバーランドなどの施設で一時的に子供を預かる事業です。

また、保育園への送迎、一時保育の保育料、児童の孤食を減らすために子ども食堂への開設の助成をしております。

ちょっと中身について、今年の状態、ちょっとお待ちください。

失礼しました。

去年は養育支援として、元年度としては、緊急支援とか、そういう諸々あるのですけれども、件数的には7件でした。

それで、今年度、令和2年度ですね、今年度は約10件ほどという形なのですけれども、内容的に、今年は子ども食堂の開設の助成金等を3件ほど助成をしております。助成金1件が20万円になりまして、3件の子ども食堂に新たに助成をしたものですから、金額が多かったという内容にはなっております。以上です。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑のある方。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第40号中、こども未来部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号中、こども未来部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について、ご説明いたします。

本議案は、花木センター内のいちごっこ広場の屋根の一部が飛ばされ、普通乗用自動車を破損させたことに対し、損害賠償の額を定め、和解することについて議会の議決を求めるものであります。

事故の内容であります。令和3年2月23日の午後0時30分頃、花木センター内のいちごっこ広場駐車場において、強風により飛ばされたいちごっこ広場の屋根が、施設の利用者が所有する普通乗用自動車に衝突し、車体の屋根、両側面及びバックドア部分を破損する損害を与えたものであります。

この損害に対し、損害賠償額を、車両の修理代が118万円、修理期間中の代車代が52万8,000円、合計170万8,000円と定め、和解を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第46号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、こども未来部関係案件の審査は終了いたしました。

執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩後に教育委員会事務局関係案件の審査を行います。

(午後 2時55分)

○石川委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 2時57分)

○石川委員長 これから教育委員会事務局関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第40号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))のうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

議案第40号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))のうち、教育委員会関係予算について、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書の5ページをお開きください。

3段目、13款 使用料及び手数料、1項 5目 農林水産業使用料の説明欄、自然体験交流センター使用料、650万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、自然体験交流センターの利用を制限したことに伴う利用者の減少により使用料を減額するものであります。

次に、一番下の段、14款 国庫支出金、2項 6目になりますが、7ページをお開きください。

一番上の段、教育費国庫補助金の説明欄、2行目、体育施設整備事業費国庫補助金、



40万円の増につきましては、TKCいちごアリーナ（鹿沼総合体育館）空調改修工事において、新たに個室のエアコンが補助対象として認められたことに伴う増額であります。

次に、3段目、15款 県支出金、2項 7目 教育費県補助金の説明欄、体育施設整備事業費県補助金、628万6,000円の減につきましては、TKCいちごアリーナ（鹿沼総合体育館）空調改修工事、並びにトイレ改修工事の実績に伴う減額であります。

次に、9ページをお開きください。一番上の段、20款 諸収入、4項 3目 雑入の説明欄、3行目、市民文化センター入場料、369万4,000円の減につきましては、市民文化センターにおける自主事業が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったことにより減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

一番上の段、2款 総務費、1項 13目 芸術文化振興費の説明欄の○、市民文化センター管理運営費、700万円の減につきましては、市民文化センターにおける公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団への指定管理者委託料の清算により、委託料を減額するものであります。

次に、その下、14目 生涯学習費の説明欄の○、自然体験交流センター管理運営費 296万4,000円の減につきましては、自然体験交流センターの利用者が、新型コロナウイルス感染症の影響で減となったことにより、宿直者並びに軽作業員の報酬、並びに寝具リース料を減額するものであります。

次に、19ページをお開きください。

4段目、10款 教育費、2項 1目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費、1,014万8,000円の減のうち、委託料、324万3,000円の減につきましては、屋内運動場改修設計等の入札差金による減額、また、工事請負費、690万5,000円の減につきましては、改修工事や雨水対策工事費等の入札差金による執行残を減額するものであります。

次に、その下、2目 教育振興費の説明欄の○、自然生活体験学習推進事業費、527万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により、施設の利用が、宿泊から日帰りとなり、宿泊費や食費などの経費を減額するものであります。

次の○、要保護・準要保護児童援助費、900万円の減につきましては、予算要求時に国が示す予算単価から実際に支給する際の国の基準単価が減額したことや、学校休業により学校給食費が減額したことに伴い減額するものであります。

次に、10款 教育費、3項 1目 学校管理費の説明欄の○、中学校管理費、553万3,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策で、演劇鑑賞の中止による自動車借上料の減や、部活動の制限による補助金額の減少に伴い減額するものであります。

次に、21ページをお開きください。

2目 教育振興費の説明欄、最初の○、自然生活体験学習推進事業費、630万6,000円の減につきましては、2項 小学校費と同様に、新型コロナウイルス感染症対策により、

施設の利用が、宿泊から日帰りとなり、宿泊費、また、食費などの経費を減額するものであります。

次の○、要保護・準要保護生徒援助費、1,300万円の減につきましては、2項小学校費と同様に、予算要求時に国が示す予算単価から実際に支出する際の国の基準単価が減額したことや、学校休業により学校給食費が減少したことに伴い減額するものであります。

次に、2段目、10款 教育費、5項 2目 体育施設費の説明欄の○、体育施設整備事業費、5,186万4,000円の減のうち、委託料、900万円の減につきましては、工事監理業務等の費用が減少したこと、また、工事請負費、4,286万4,000円の減につきましては、TKCいちごアリーナ（鹿沼総合体育館）空調改修工事やトイレ改修工事、鹿沼市北犬飼体育館解体工事等の入札差金等による執行残を減額するものであります。

以上で、議案第40号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）のうち、教育委員会関係予算について、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 12ページの市民文化センター管理運営費が、委託料が700万の減になっておりますけれども、この減の理由をもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。渡辺文化課長兼川上澄生美術館事務長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。よろしくお願いたします。

この文化センターの指定管理料につきましては、年度当初、1億9,740万6,000円ということで、年度契約、年度協定書を締結しております。

それで、この700万円の減額につきましては、減額の内訳が光熱水費などの施設管理料が320万円。

そして、事業費が240万円、また、人件費などの総務管理費が140万円ということで、年度末に清算という形で、減額をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑のある方は、舘野委員。

○舘野委員 この予算の中身、今関連しているかどうかあれなのですけれども、学校教育関係なのですけれども、今学校でタブレットが入って、その通信のほうが大分されていると思うのですね。

それで、校務用の通信と、学習用の通信が結構時間がかかっているようなお話聞くので、それってここに、予算に計上になったのかなというのがちょっと、どこに載っているのか、載っていないのかもしれないのですけれども、どうしても通信速度が、快適な学習ができるような環境がほしいなというのがありまして、今回の補正には載ってなかったのですね、次回ですか。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

館野委員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらの予算につきましては、専決の補正ということで、それらの項目につきましては、載ってはいないのですが、ただ、今館野委員お話のとおり、ネット回線環境をちょっと整備といいますか、し直すというようなことで、対応を今検討して進めようというところで考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

○石川委員長 館野委員。

○館野委員 せっかく補正予算で上げられる以上、今回上げてもらうのが、ひとつの手かなというのもあったのですが、教育委員会のほうでも精査した上で、学習環境と学校の校務用として支障のないような感じで進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。加藤委員。

○加藤委員 20 ページです。一番下の教育費の中学校費の、先ほど説明ありました中学校管理費の中のマイナス 553 万 3,000 円は、演劇鑑賞が 2 年続けてできなかったということは、それはわかったのですけれども。

そうしますと、小学校も演劇鑑賞はやってないわけですよ。それはどこにあるのでしょうか。

それとも、ここに含まれてはいないと思うのですが、上の小学校費の中には、それが見当たらなかったのか、どこでしょうか。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

小学校費の、今加藤委員がおっしゃった予算につきましては、こちらの予算書には載っていません。それで、今回中学校の経費のほうで、バスの、演劇鑑賞等ができなかったことに伴う減額ということで、計上してありますので、そのような、予算書上ではなっております。

ただ、中止に伴って、その小学校のほうの演劇鑑賞も行われなかったということでございます。以上です。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 小学校、はい、行われなかったのはわかっているのですが、そうしますと、この補正は行われなかったという理解でよろしいのですか。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

加藤委員の質問なのですが、財務会計上の基準で、500 万円以上についてはこちらに計上するということになっておりまして、今、ちょっと資料を確認しましたら、400 万円ほどの減額ということで、うちのほうで対応しているところです。以上です。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 こちらにはないけれども、補正というか、されたということですね。わかりました。

私、一般質問をさせてもらったのですが、本当に子供たちの演劇鑑賞、本当はこの代替えというのを、考えていただきたいのは、これがダメだったら、もう1つ違うものをちゃんと予定するといえますかね。

それでまた、劇団側も、多分学校のほうには回りますよと言っていると思うのですよね。

コロナでできない、この形であれば、違う形も考えられるのではないかと、そこまで考えていただきたいかなと、これは要望になるのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

2年続けて鑑賞会がなくなってしまうというのは、非常に残念なことなので、よろしくお願ひしたいと思います。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。谷中委員。

○谷中委員 20 ページの教育振興費で、自然生活体験学習推進事業費ということで、小学校と、22 ページには中学校が出ていたと思うのですけれども、宿泊とか、日帰りでやられたということだったので、鹿沼市で力を入れてやっている事業だと思うのですね。

それで、もし、割合というか、どのくらいの学校はやったとか、やっていないということがわかればと、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

ただいまの谷中委員のご質問にお答えしたいと思います。

令和2年度の実績につきましては、コロナウイルス感染の影響で、通常ですと、2泊3日の事業ということになっておりますが、日帰りで実施した学校が、小学校で17校、中学校で3校ございました。

中止した学校が、やはりございまして、小学校では7校、中学校で7校というような実績でございます。以上です。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑、谷中委員。

○谷中委員 学校数はコロナでも、結構やった、中学校は、結構規模が大きいので、なかなか難しかったのかと思うのですけれども、それでも、そういう形でやっていただけたというのは、そこを体験していただけてよかったと思うのですね。

内容とかというのは、もちろん食事というのは行ったときに、今までだと、つくってとかあったと思うのですけれども、その辺はどんなふうな内容をやられたか、ちょっといいですか、わかる範囲でいいのですけれども、教えてください。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

実施した内容ということなのですが、内容につきましては、各学校のほうの状況によりまして、ちょっと違うようなのですが、すみません、今ちょっと資料を確認させていただきたいと思いますので、よろしいですか、委員長。

- 石川委員長 はい。
- 大貫学校教育課長 すみません、ちょっと退席させていただいてよろしいでしょうか。
- 石川委員長 はい、その間、ほかにご質疑ある方、いらっしゃいますか。
- 鰐原副委員長 答えが出ないようなのです。
- 石川委員長 ここで、議案第 40 号 教育委員会事務局関係予算について、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。
- 鰐原副委員長 石川委員。
- 石川委員 先ほど文化センターでの演劇鑑賞が小学校のほうも中止になったということなのですが、400 万円、500 万円以下は載らないということで、400 いくらだったということだったのですが、ほかの事業で、例えば、どれがいいかな、これか、自然体験交流センター管理運営費は 296 万 4,000 円ということで、400 万より少ないのですけれども、その基準が「500 万より少ないものは載らない」というところの説明をちょっといただきたいのですけれども、いかがでしょうか。
- 鰐原副委員長 執行部の説明を求めます。駒場教育総務課長。
- 駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

大貫学校教育課長がちょっと退席しているところだったものですから、前任の学校教育課長だったものですから、予算については、中学校は 553 万 3,000 円、小学校につきましては、417 万、執行残がございました。

専決処分の中では、予算のほうで金額が大きいもの自体は財政のほうと協議をしまして、実際にこちらの専決予算のほうに載せるわけなのですが、中学校のほうだけが、一応専決ということで、財政と協議になりまして、小学校のほうは、執行残が 417 万ございまして、執行残はあったのですけれども、財政のほうの判断で、こちらの専決処分のほうは至らなかったというのが現状でございます。

500 万の基準というのは特別なのですけれども、金額が大きいものを必ず一応財政のほうに専決で落とす必要があるかどうかという協議になるものですから、それで、金額的には 500 万という基準ということではなく、うちのほうで執行残があったものについて、財政のほうに出しまして、それで一応判断をいただいて、金額のほうで、中学校の部分だけが、今回の専決に至ったという形になります。

以上で説明を終わります。

- 鰐原副委員長 ほかに質疑はございませんか。石川委員。
- 石川委員 基準というのがあるわけではないということなのですかね。

と申しますのは、割と 417 万って大きな額だと思うのですが、たまたま加藤委員が質疑して、「あ、これが載っていなかったんだ」って気づきましたが、そういう、我々が気

づき得ないものが、300万とか、400万の額で、もしたくさんあったら、ちょっと困るなというふうになってしまったのですが、その辺、基準があるのか、ないのかをお伺いします。

○鰐原副委員長 執行部の説明をお願いします。駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

この件につきましては、ちょっと財政のほうと、確認をさせていただきたいと思いますので、少しの間退席をさせていただいて、ちょっと確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○鰐原副委員長 はい、結構です。確認してください。

○駒場教育総務課長 はい。

○鰐原副委員長 はい、猪瀬学校教育担当。

○猪瀬学校教育担当 失礼します。学校教育担当の猪瀬です。

先ほど谷中委員からご質問いただきました自然体験交流センターでの活動について、ご説明いたします。

自然体験交流センターでの活動は、大きく5項目ありまして、自然を感じる活動、食に関する活動、物づくり活動、課題解決型の活動、親睦を深める活動、そのうち、食に関する活動は、感染症対策のためにやっております。

それから、親睦を深める活動というのは、キャンプファイヤーとか、キャンドルサービスとか、そういった内容も宿泊してませんので、やっております。

それ以外の3項目については、やっております。

主に、自然を感じる活動というのが、水生生物の観察や川遊び、ネイチャーゲーム、あそこの施設を、自然を使って、簡単な集団ゲームができますので、そういった活動。

それから、物づくり活動としまして、杉板焼きや七宝焼き、けん玉づくりと、そういったものを時間のある学校はつくる。

それから、課題解決学習ということで、ウォークラリー、探検ラリー、仲間づくりゲーム、そういったものを活動いたしました。

以上で説明を終わります。

○鰐原副委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

答えが出るまで、暫時休憩いたします。

(午後 3時26分)

○鰐原副委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 3時28分)

○鰐原副委員長 執行部の答弁を求めます。駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

大変失礼いたしました。

先ほどの歳出に関しての基準は、やはり500万という基準は財政のほうでも把握をし

ております。

これにつきましては、単費、市単独の部分については500万円を基準といたしまして、単費といたしますか、歳入と絡むと500万以下でも、歳入があつて、歳出があるので、自然体験交流センター事業費のようなものは、歳入がありますから、歳出のほうが500万以下でも、そちらは一応載せるということで、財政のほうは判断をしております、通常でいきますと、基準とすると歳出の減額、結局執行残になるのですが、それについては500万円を基準としているということで、一応説明をいただいて、回答といたしますか、報告とさせていただきます。以上です。

○鰐原副委員長 ほかに質疑ございますか。

別段質疑もないようですので、委員長と交代いたします。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第40号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

以上で、今議会におきまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教民生常任委員会を閉会いたします。

(午後 3時30分)